日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 02. 21

No.14-018

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第１章 第１－１

会社が目指した人員体制は、解雇時点で完全に達成されていた。原告と、地裁をも欺いていたJAL

高裁 最終準備書面シリーズ２

更生計画案における運航乗務職の人員計画は、JAL本体およびＪＡＬグループ運航各社の全運航乗務員に対する計画である。
…機長、副操縦士、訓練生、航空機関士、外国人乗員、加齢乗員という運航乗務員全てが…削減対象とされていた。

“削減後に残る人数は約２９７０名、更生計画以上に削減することはない”

乗員組合との団体交渉において、JALは、削減後に残る人数について、「更生計画案では２０１０年度末で約２９７０名」と回答していた。

また、２０１０年１２月９日の機長組合との団体交渉においても、企業再生支援機構の担当者が、更生計画以上に削減することはないと認めていた

FE、パイロット訓練生の地上職変、

退職等によって

削減目標を超過達成

更生計画案で予定された…ＪＡＬグループ全運航乗務員の削減人数８４４名のうち、JAL本体における削減目標数は、…８２６名である。

解雇当時、JAL本体では…８４９名の削減が確定しており、更生計画案において設定された…運航乗務職の削減目標数８２６名は、超過達成していた。

これは、航空機関士とパイロット訓練生の退職見込みとされた９３名が、実際には航空機関士の地上職変、退職、訓練生の地上職変、退職等によって１６９名も削減していたことが大きな要因となって、超過達成したものである。

ＪＡＬグループでは、…９３５名の削減が確定もしくは確実に見込まれており、…削減目標数８４４名は、超過達成していた。（これは、上記に加え）加齢乗員、外国人乗員の削減が大きな要因となって、超過達成したものである。

地裁では実際の状況が明らかにされず、

誤った判決に

この点、地裁判決は、…「同年１２月３１日までの希望退職の応募者の累計は稼働ベースで２９１名となり、必要削減数に照らして、稼働ベースで８０名足りなかったのであるから、同日付けの時点で、それだけの数の人員削減を実現することが、更生計画の内容として必要であったと認めることができる。」として、上記の事実を無視してきわめて粗雑に希望退職募集の目標未達８０名の人員削減の必要性を肯定している。

しかし、地裁では、…実際の削減状況等が明らかにならなかった結果、上記のような不合理な判断となったものに過ぎない。

控訴審において…、特に、JAL本体において重要な削減対象である訓練生、航空機関士の超過削減や、グループ全体における外国人乗員や加齢乗員の削減数等の削減状況を考慮した上で、運航乗務職の人員削減の達成・未達成を論じなければならない。

希望退職募集の削減目標の未達

のみをもって

解雇するという不合理

いうまでもなく、希望退職措置は人員削減の一手段でしかない。…運航乗務職においては、事業規模縮小に応じた必要な人員体制というのは、２９７４名と設定された。

…希望退職以外の任意退職、非正規運航乗務員である外国人乗員・加齢乗員の契約終了、地上職変等によって、２９７４名の人員体制は、本件整理解雇当時既に確立していたのであるから、削減の一手段である希望退職募集の目標が未達かどうかが問題となるものではない。…希望退職募集の削減目標の未達のみをもって人員削減の必要性を肯定し、解雇するということの不合理性が一層明白となるのである。

JALは、人員体制・削減状況などの

具体的資料を

裁判に出さず、反証もせず

控訴審における審理を通じて、JALは、…「本件における運航乗務員の削減目標は、縮小後の事業における必要人員数を満たすように設定されており、解雇にあたっても解雇時点における必要人員数を超える運航乗務員に対して行っている」などの抽象的な主張に終始し、控訴人らが主張する具体的な削減状況について認否をしない。

控訴人らは、…証言、…陳述書…JALが作成した資料、…議事録等を提出し、JAL本体における削減目標８２６についても、ＪＡＬグループにおける削減目標８４４についても超過達成し、ＪＡＬグループ運航乗務員２９７４名の人員体制が実現していたことを立証した。ところが、JALは、運航乗務員の削減状況に関する資料を（明らかにするよう求めたのに対し、JALは）提出するなどの反証を一切しない。

他の要件（要素）を検討するまでもなく本件解雇は無効というべき

以上のとおり、…更生計画案の内容とされた運航乗務員の人員計画は実現していたのであるから、運航乗務員を削減する必要性はなかった。本件解雇は、更生計画案・認可された更生計画（事業計画）に照らして過剰な人員削減にほかならない。しかも、JALは、それでもなお人員削減が必要であったとすることについて、必要な反論・反証を行っていない。この点で、本件解雇が権利の濫用であることは明白であり、整理解雇の他の要件（要素）を検討するまでもなく、本件解雇は無効というべきである。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5 月　15 日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より

5 月　19 日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527 号法廷

13 時 10 分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より